

選挙運動規約

(目的)

第1条 この規約は、当組合の総代選挙及び推薦委員選挙（以下「選挙」という）における選挙運動の方法等について定めることにより、適正な選挙の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「選挙運動」とは、選挙において、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をいう。

(適用対象)

第3条 この規約は、当組合の役職員及び組合員に対して適用する。

2 この規約の適用を免れる目的で、適用対象となる者が、第三者をして行わせた行為等の実質的に適用対象者が行ったと評価される行為に対しては、その名義の如何を問わず、本人が行った行為とみなしてこれを適用する。

(選挙運動の期間)

第4条 選挙運動は、選挙管理委員会（以下「委員会」という）が定める立候補または推薦の届出期間最終日の翌日から郵送による投票期間開始の前日までの間でなければ、行うことができない。

(組合員でない者の選挙運動の禁止)

第5条 当組合の組合員でない者は、選挙運動を行うことができない。

(選挙立会人の選挙運動の禁止)

第6条 選挙立会人は、在任中、選挙運動を行うことができない。

(理事等の地位利用による選挙運動の禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 支部長その他支部役員

- 2 前項各号に掲げる者が、選挙の候補者として支持される目的をもって、又は選挙の候補者若しくは候補者となろうとする者を支持し、若しくはこれに反対する目的をもってする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
- 一 その地位を利用して、候補者の推薦に関与すること。
 - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、もしくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 三 その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、もしくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 五 選挙の候補者又は候補者となろうとする者を支持し、もしくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し出、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。
- 3 本条の規定は、理事等の地位にある者が、その地位を利用することなく選挙運動を行うことを禁止するものではない。

(文書図画等の届出)

- 第8条 候補者及び選挙運動に従事する者（以下「候補者等」という）は、選挙運動のために使用するビラ、パンフレット、通常葉書、ポスター及びこれらの電子データ並びにウェブサイト等（以下「文書図画等」という）について、あらかじめ委員会に届け出なければならない。
- 2 文書図画等には、その表面（ウェブサイト等を利用する場合にあっては、画面上において見やすい場所）に責任者の氏名及び連絡先並びに委員会への届出番号を記載しなければならない。
 - 3 文書図画等を電子メール等を用いて送信するには、ファイル添付等の方法によらなければならず、本文には送信者の氏名又は名称、連絡先、選挙運動用電子メールである旨及び文書図画等を閲覧する方法のみ（必要最小限の時候のあいさつを除く）が記載されたものでなければならない。

(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)

- 第9条 選挙運動の期間中、候補者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑

中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該候補者の選挙区内に頒布し又は掲示する行為には、前条の規定を適用する。

(文書図画の撤去)

第10条 委員会は、この規約に違反する文書図画があると認めるときは、回収又は撤去又は回収させることができる。

(買収及び利害誘導の禁止)

第11条 候補者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当選するもしくは当選させる又は当選させない目的をもって選挙権を有する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益もしくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込みもしくは約束をすること。
- 二 前号に掲げる行為をさせる目的をもって選挙運動に従事する者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をすること。
- 三 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をすること。

(適正な選挙活動)

第12条 候補者等は、この規約の明文において禁止されているか否かに関わらず、公序良俗に反する行為を行うこと又は候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、適正な活動に努めなければならない。

(報道及び評論等の自由)

第13条 この規約に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、選挙に関し、候補者等以外の者が行う報道及び評論の自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

(選挙違反の調査)

第14条 この規約に違反する選挙運動（以下「選挙違反」という）が行われた疑いがある場合、委員会は当該行為を行った候補者等及びその他の事情を知る組合員に対して嫌疑を示した上で事情聴取等の調査を行うことができる。

2 候補者等が前項の調査に応じない場合、委員会は候補者等が嫌疑を認めたものとみなすことができる。

(是正措置)

第15条 前条の調査の結果、選挙違反が行われたことが確認された場合、委員会は是正のために違反事実の性質及び重大性に応じて以下の措置を講じることができる。

- 一 違反者に対する是正勧告
- 二 第10条に基づく文書図画の撤去又は回収命令
- 三 事案（第1号のは是正勧告から氏名等の個人を特定する情報を除いたものを含む）の公表による注意喚起
- 四 選挙期日等の変更
- 五 選挙違反が行われた選挙区における投票のやり直し（開票を実施していない場合に限る）

(罰則)

第16条 前条の他、調査の結果、違反事実が極めて重く、選挙結果に及ぼした影響が重大であると判断する場合、委員会は対象者の意見陳述のために期日・場所を定めて7日前までに文書で通知し、聴聞を実施した上で、以下の処分をなすことができる。

- 一 違反事実及び氏名等の公表
- 二 2年以内の期間を定めた選挙の候補者となることの禁止

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年9月4日から施行する。

2022年6月26日改定施行。

(承 認)

第2条 この規約の改廃については総代会の承認を要するものとする。